

会員規約

NPO WORLD KARATE ORGANIZATION SHINKYOKUSHINKAI
NPO法人 全世界空手道連盟 新極真会

この度、当道場へご入門いただくにあたり、下記の通り規約を定めます。
会員各位におかれましては、入会に際し本規約にご同意いただき、誠実にこれを遵守していただきますようお願い申し上げます。

第1条(入門の誓約)

私儀、今般貴道場へ入門を許可されました上は、貴道場の規定を誠実に遵守し、日常生活においても修行生として恥じる事のない行動に努め、道場の名誉を損なうような行為は一切いたしません。

また、稽古中に負傷した場合には、応急処置は受けられますが、それ以上の責任を道場に求めないことをここに誓約いたします。

第2条(月会費のお支払い)

- 月会費は、毎月末を締めとし、翌月20日よりクレジットカードによる自動引き落としを行います。
- 会員は、必ず指定された方法により、期日までにお支払いを完了してください。

第3条(休会・退会)

- 休会・退会を希望される場合は、所定の申請書に必要事項を記入の上、道場にて直接ご提出ください。
- 申請の締切は毎月10日とし、翌月以降の休会・退会が可能となります。
- 締切日を過ぎての申請の場合、その月の月会費は発生いたします。
- 電話・口頭・メール等による申請は受け付けておりません。

第4条(年会費について)

1. 年会費は、入会月の翌々月8日に指定口座より自動振替されます。
2. 翌年度以降も同日付にて自動的に年会費が引き落とされます。
3. 初年度の年会費は、入会時に課金されます。

第5条(退会手続きについて)

1. 退会時には、新極真会総本部への退会申請が必要となります。
2. 年会費引き落とし月の前々月末までに所定の「各種申請書」をご提出いただけない場合、年会費のご請求が発生いたします。

第6条(広報活動に関する同意)

当道場では、道場の広報・宣伝活動の一環として、ホームページ、各種SNS、新聞、テレビ、雑誌等の外部メディアに会員の写真・映像・氏名等を掲載させていただく場合があります。これにご同意いただきたく、ご了承のほどお願いいたします。

第7条(その他)

本規約に記載のない事項については、道場の判断により適宜対応させていただきます。